

# アングロノルマン国家再考

山代宏道

## 一 はじめに——問題の設定と方法——

従来、あとの時代の歴史的発展の状況からイギリスとかフランスという一国史単位で歴史を見ようとする立場が有力であった。たとえば「イギリス国民史」を想定するなかで、イングランドにのみ目を向け、ノルマンディーとの関連でイングランドを捉え直すという見方が希薄であったようである。

しかし、アングロノルマン国家に限定して考えてみると、イングランドとノルマンディーを別々のものとして見るより、まとまったものとして捉える見方が方が、その国家像をより正確に理解できるのではないであろうか。<sup>1)</sup>

本シンポジウムのテーマである地域から見た中世国家を問題にしようとするば、アングロノルマン国家を構成していたイングランドとノルマンディーとの関係をどのように捉えるべきか、という点をぬきにして、それを論ずることはできない。征服後、イングランドに渡ったノルマン諸侯たちの多

くがノルマンディーにおいても所領をもっていたわけであり、かれらは、両地域をまとめたものとして統治する一人の支配者を望んでいた。<sup>3)</sup> ウィリアム一世死後、両地域が別々に支配された時期には、一方の側における諸侯たちの支配者に対する関係は、他方の側における支配者の動向によって大きく左右された。そのことは、ウィリアム二世、ヘンリー一世各治世初めに起った反乱においてうかがわれる。

しかし、この事情は両地域が別々の支配者により統治された時期に固有の現象であったわけではない。ウィリアム一世治世、ウィリアム二世治世末期、ヘンリー一世治世の大半において一人の支配者が両地域を治めていたわけであるが、たとえば、イングランドにもっぱら存立基盤をもっていた諸侯たちの国家に対する関係は、ノルマンディー公でもあった国王（以下、国王Ⅱ公と表記する）のノルマンディーにおける立場・政策によって常に影響を受けていたのである。

したがって、アングロノルマン期において、イングランドとノルマンディー両地域における在地の諸侯たちと支配者

との関係を見ようとする場合、まず、これら両地域を切り離して考えるのか、あるいは両地域をまとめたものとして捉えるのか、その立場を明確にしなければならぬ。そして、それを行わないでイングランドとノルマンディーのいずれかにおけるさらに小さい規模での地域と国家の関係を論じようとしても、そこには限界があるように思われる。それゆえ、ここでは、まず、一方の地域における諸侯と支配者との関係が他方における状況に大きく影響されていたこと、また、支配者とともに諸侯たちも両地域の一人者支配を希求していたこと、そして、実際に一〇六六年から一一五四年までのアングロノルマン期のうち、ウィリアム一世治世（一〇六六～八七）、ウィリアム二世治世末期（一〇九六～一一〇〇）、ヘンリー一世治世の大半（一一〇六～三五）、そしてステイヴン治世の大半（一一三五～四四）、すなわち八九年のうち約六六年間、一人の支配者が両地域を治めていたという理由から、これら両地域をまとめたものとして見ていきたい。

さらに、アングロノルマン国家について考える際に指摘しておかねばならないもう一つの点がある。それは、あとの時代における「中央と地方」といった概念を、そのままこの時代に適用すべきではない、ということである。すなわち、この時期の統治の特徴は、いまだ国王Ⅱ公による巡回統治であったという点にある。たしかに、支配者は自己の支配領域内の必要な場所に裁判官や役人を派遣したわけであるが、自らも、側近諸侯や自己のハウスホールドを伴って支配領域、

すなわちこの場合、イングランドとノルマンディーを巡回していた<sup>(4)</sup>。そのことをさきの表現でいえば、国王の宮廷である「中央」が定まっておらず、まさに「中央」が「地方」を巡り歩いていた、ということができるかもしれない。

本シンポジウムで西洋史に課せられた課題は、こうしたアングロノルマン期の時代状況の中で、まず、「地域」をどのようなレベルで捉えるのが当時の「国家」理解にとつてより有意義であるのかを問い、つぎに、実際にどのような方法によればそれら両者の関係を究明できるのかを問うことである、と考える。そして、それらの問いに対する筆者のとりあえずの回答は、アングロノルマン国家を理解するにはイングランドとノルマンディーという「地域」(そのレベルでの地域)を、まとめたものとして捉えることが必要であり、また、そうした捉え直しをずるに際しては、J・ルリパトゥール(Le Patourel)が行った主として財政・司法組織の分析といった側面からのアプローチとともに、教会分野においても同様のアプローチが可能である、というものである。

## 二 両地域の統治

### (1) 財政組織

まず、両地域の一体性を主張するJ・ルリパトゥールの研究の概要を見ておきたい。アングロノルマン期の財政組

織については、十二世紀に入ると、すなわちヘンリー一世が一一〇六年にノルマンディーを併合して兩地域をいっしょに支配するようになったころから、しだいに、兩地域において固定した財務府が設立され、それぞれに財務官たちが在住するようになっていった。<sup>6)</sup>

かれらは国王のそば、すなわち国王私室(チェインバー)から離れて、イングランドではウインチェスター、ノルマンディーではルーアンに設置された財務府に常駐するようになった、と推測される。たしかに、そうした変化が認められるのであるが、それにもかかわらずアングロノルマン期には同時に、国王に支払われるべきお金<sup>7)</sup>が直接に国王私室へ納入されたり、あるいはそこから送付されたりして、兩地域の財務府のいずれにも全然入らなかつたり、また財務府監査を経ることもない、といった事態が依然として生じていたのである。<sup>7)</sup>

また、兩地域の財務府は共同して機能しなければならなかつた。なぜなら、お金や財宝は、一方の地域から他方へと、そして同一地域内でもある場所から他の場所へと、巡回する国家宮廷が必要とするままに運ばれたからである。イングランドにおいて国王<sup>8)</sup>に支払われるべきお金<sup>9)</sup>がノルマンディーの財務府へと納入され、その決済がイングランドの財務府で済まされることも可能であつた。<sup>8)</sup>

明らかにイングランドの財務府を統轄する一人の役人とノルマンディーの財務府を統轄するもう一人の役人がいたので

あるが、さらにその上には、二つの地域を包摂する財務組織の頂点に、ただ一人の財務長官が存在していたのである。ル<sup>10)</sup>パトゥールは、この時期の国王<sup>9)</sup>の巡回するハウス<sup>9)</sup>ールドがメンバーとして単一的であり、唯一の財務長官もなれば独立しなかつてはいたが、依然として国王ハウス<sup>9)</sup>ールドのメンバーであつたような存在として捉えている。<sup>9)</sup>

このように、ヘンリー一世の財政組織は、イングランドあるいはノルマンディーのためというより、むしろ国王<sup>10)</sup>公という一人の支配者に仕えるために存在していた。しかし、そのことを別にしても、財政組織が一人の財務長官の下にあつたという意味で基本的に単一的であつた、と考えることが可能であろう。<sup>10)</sup>

兩地域における財務組織は、少なくともヘンリー一世時代以降、相互に緊密に関連し合い、また同一原理に基づいて成立していた。もつとも、ル<sup>10)</sup>パトゥールは、兩地域の一体化(統合)をめざす国王<sup>9)</sup>の統治とその重要性にもかかわらず、支配者の統治が、海峡によって区別され、また過去の歴史的條件を異にする兩地域において行われた点を見落してはいない。それは細部における相違をもたらしした。たとえば、国王と公の収入源については、イングランドでヴァイキングへの献上金支払いのため徴収され始めたゲルト税がノルマンディーでは存在しなかつたこと、また、アングロノルマン時代<sup>9)</sup>の州や郡とカロリング時代のバギといった過去の行政組織とその残存状態が相違していたため、収入が徴収される領

域的単位が異っていたこと、さらに、税徴収役人たちに関する相違などである。<sup>(11)</sup>

## （2）司法組織

つぎに、同様のことが両地域における国王Ⅱ公の司法組織についても言える。巡回する国王法廷（Ⅱ宮廷、クリアレーギス）へともたらされた訴訟は種々の形態をとったが、少なくとも残存史料に見られるかぎり、大部分が教会や諸侯たちの土地財産に関わるものであった。そして、これらの所領は両地域にわたって散在していた。したがって、国王法廷へもたらされた訴訟のための業務は、移動する国王法廷がどこで、またどのような形で開催されていたとしても、ほぼ同じであった、といえるであろう。<sup>(12)</sup>

たしかに、訴訟は問題になつていゝる所領のできるだけ近くで審理されるべき理由は存在していた。たとえば、所領の所在地が審理に適用されるべき慣習（法）を決定したこともあつたであろう。<sup>(13)</sup>しかし、同時に、アンジュー地方のソミュール（Saumur）の修道院とノルマンディーのフエカンブ（Fécamp）修道院との間で争われたイングランド所領（サセックスの Beding、他）に関する訴訟が、ノルマンディーのフカルモン（Foucarmont）において審理されることも起こりえたのである。<sup>(14)</sup>

そうしてみると、イングランドとノルマンディーの各地域

における別々の司法組織を想定するよりも、やはり両地域にまたがる単一の司法組織の存在を考える方が、この時期の現実により近いものであつたといえよう。<sup>(15)</sup>

## 三 教会分野からみた両地域

これまで、主としてJ・ルビバトウレルの研究に依拠しながら、財政組織と司法組織について見てきたアングロノルマン期のイングランドとノルマンディーの一体性は、教会分野においてはどのように検証されるのであろうか。財政や司法と比べて、教会分野におけるこの問題への接近方法ともなうひとつの困難性は、両地域における国王Ⅱ公（支配者）と諸侯（司教たちを含む）との関係が、この時期には、ローマ教皇庁の立場によって左右された、という点にある。すなわち、両地域をまとまりあるものとして捉えながらアングロノルマン国家を見ようとする場合、ローマ教皇庁の対応を無視できないのである。したがって、教会分野では、国王Ⅱ公と司教そしてローマ教皇という考察すべき要素がより多く複雑になる、ということである。

本稿では、首位権（Primacy）問題を手がかりにしながら両地域についての大司教と教皇庁の捉え方を探り、さらに、教皇使節（papal legate）問題を手がかりにしながらローマ教皇と国王Ⅱ公の両地域についての認識を探っていきたい。しかし、その前にまず、一〇六六年ノルマン征服後のアングロ

ノルマン期において見られるようになった、両地域の結びつきを示す現象について検討しておきたい。

(一) 両地域の結びつき—実態—

F・バーロー (Barlow) は、両地域の教会について、それがイングランド教会とウェールズ教会との関係とちがひ、まったく分離したままであったと主張している。イングランドの司教たちは例外的にのみノルマンディーへと赴いたが、用事で国王に会うためであった。他方、ノルマンディーの司教たちはめつたにイングランドを訪問しなかつた。そして、これはヘンリー一世の政策であつたのであり、それによりヘンリーは島国教会の主人にとどまることができた。かれは、大陸の教会の影響にさらされたノルマンディーの聖職者集団からの汚染を恐れていた、というものである。

こうしたバーローの主張は、そのまま受け入れることはできない。ここで、あらかじめ筆者の見解を明らかにしておく、ヘンリー一世は、ノルマンディー教会を含めて自己の支配領域内にある教会をローマ教皇の干渉から守ろうとした、しかし、その努力にもかかわらず教皇使節の入国については、ノルマンディーを守りきることはできなかった、というものである。

もつとも、バーローも別の箇所では、さきほどとは少しニュアンスの異なる見解を述べている。すなわち、アングロ

表1 HOLDINGS OF FOREIGN HOUSES IN DOMESDAY

House	Gross Income in <i>Domesday</i>			House	Gross Income in <i>Domesday</i>		
	£	s.	d.		£	s.	d.
Fécamp	200	0	3	St Ouen, Rouen	22	0	0
*Ste Trinité, Caen	107	0	0	Lire	21	0	0
St Remi, Rheims	94	13	0	Jumièges	20	0	0
Grestain	73	18	4	Cluny	18	0	0
St Étienne, Caen	73	0	0	Lonlé	16	16	0
St Denis, Paris	45	4	6	Préaux	11	0	0
St Wandrille	42	13	0	Bernay	10	0	0
*Almenèches	40	0	0	Marmoutier			
St Évroul	35	5	0	Montébourg	9	0	0
St Valéry	34	8	8	Tréport	4	5	0
St Pierre, Ghent	30	0	0	Cormeilles	5	5	0
Mont St Michel	26	15	0	St Taurin, Évreux	5	0	0
Sééz	26	0	0	St Nicholàs, Angers	4	0	0
Troarn	25	0	0	La Croix St Leufroy	3	0	0
Bec	23	0	0	St Pierre-sur-Dive	2	2	1

\* Nunneries, (D. Knowles, *Monastic Order*, p. 703.)

表2 THE PROVENANCE OF FOREIGN SUPERIORS APPOINTED TO ENGLISH MONASTERIES, 1066-1135

House of Origin	-1066	1066-1087	1087-1100	1100-1135	Total
In Normandy					
Bec	—	1	—	5	6
Bernay	—	1	—	—	1
Caen	—	3	—	4	7
St Évroul	—	—	1	3	4
Fécamp	—	3	—	—	3
Jumièges	—	5	1	1	7
Lire	—	1	—	—	1
St Ouen	—	1	—	—	1
Mont St Michel	—	3	1	1	5
Sééz	—	1	—	2	3
St Wandrille	—	1	—	—	1
Anonymous	—	2	1	1	4
Other French Houses					
Cluny	—	—	—	2	2
Beauvais	—	—	1	1	2
Marmoutier	—	2	—	—	2
St Denis, Paris	1	—	—	—	1
Norman monks from					
Christ Church, Canterbury	—	1	2	2	5
Winchester, Old Minster	—	1	4	3	8
St Sabas, Rome	—	—	—	1	1
	1	26	11	26	64
Add following bishops	1	6	1	3	11
	Jumièges	Bec (4) Fécamp (1) St Carilef (1)	Fécamp	Sééz (2) Beauvais (1)	

(D. Knowles, *Monastic Order*, p. 704.)

ノルマン期のイングランドで厚遇された修道会の大部分が、かれらの本部を国外にもっていた。大陸的運動からのイングランドの相対的孤立は急速に終ろうとしていた。イングランド孤立のための障壁をこわそうとする意識的動きがあったからというより、イングランドがノルマンディーへと加えられ、それがフランスの一部であったからである、と主張している。<sup>61)</sup>

両地域の教会間の結合の程度、またイングランドの孤立が終わる時期とその原因をめぐる相違は依然として残っているのであるが、少なくともイングランドとノルマンディーとの結合は承認されているようである。問題は、教会分野においてその一体性がどれほどのものであったのか、ということであろう。

ところで、イングランドとノルマンディーの両地域が一人の支配者の下にあることは、教会の利益にもかなっていた。イングランドに土地や財産をもつノルマンディーの司教座教会や修道院にとってそうであった。そのことは、実質的にはノルマンディーのすべての大教会や修道院を意味していた。すべての司教座教会がイングランドに財産を獲得した。

またドウームズデイ調査時(一〇八六年)に、イングランドに所領を保有していたノルマンディーの修道院については、表1を参照していただきたい。<sup>18)</sup>

さらに、両地域の一人者支配は野心的な教会人にとつても好都合であった。というのも、イングランドの司教座教会や重要な修道院への任命は、大部分、ノルマンディーあるいはフランス出身者に対してなされたからである。それは、カンタベリー修道士エドマーが、ヘンリー一世時代にはイングランド人は高位聖職への昇進のチャンスはない、と証言しているとおりでである。その数字については、表2を参照していただきたい。<sup>19)</sup> 教会人たちは、こうした両地域にまたがる昇進の途が開かれたままであることを願っていたはずである。<sup>20)</sup>

両地域の一体性の程度を知るには、聖職者の往来ならびに、いま指摘したのとは逆の方向、すなわちイングランドにいた聖職者がノルマンディーの高位聖職へと昇進した事例があったのかどうかを検討してみる必要がある。F・パーローは、いずれの方向へも司教たちの往来はまれであった、と主張するのであるが、その見解は支持しがたい。たとえば、ヨーク大司教サースタンの兄弟で、一一一三年ロンドン司教座教会の参事会員からノルマンディーのエヴルー(Evreux)司教に昇進したカン(Quen, Audouen)は、しばしばイングランドに滞在しているし、時々にはサースタンに同行していた。<sup>21)</sup> 一一二一年二月サースタンが召集したヨーク大司教座教会参事会では、ダラム司教ラヌルフ・フランバルドと共に、カンも

同席しているのである。<sup>22)</sup>

カンとならば、イングランドの聖職からノルマンディーの聖職へと昇進した他の事例としては、一一三〇年レディング修道院長からノルマンディー第一位のルーアン大司教となったヒュー・オヴ・アミアン(Hugh of Amiens)、ノリッジの大助祭(Archdeacon)からアヴランシユ(Avranches)司教となったリチャード、さらにローンウォールのボドウィン(Bodwin)の律修聖職者(Canon regular)でクータンス(Coutances)司教となったアルガー(Algar)たちがいる。M・ブレット(Brett)は、こうした状態を「ヘンリー一世治世末期には、ノルマンディーがイングランドによって植民地化されつつあった、と言った方がよいくらいであった」と表現している。<sup>23)</sup>

多少ニュアンスは異なるが、C・W・ホリスター(Hollister)は、「ウィリアム一世治世と比べるとヘンリー一世治世では、ノルマンディーが海峡を横切る王国の南部分であるかのように支配された」と指摘している。<sup>24)</sup> こうしてみると、両地域の結びつきは、実態としても否定しがたいように思われるのである。

では、こうした結びつきを示す両地域は、アングロ・ノルマン国家において位置づけられる時、常に同じ扱いをうけていたのだろうか。つきには、両地域に関するカンタベリー大司教、ローマ教皇、そして国王Ⅱ公の捉え方を分析することにより、アングロ・ノルマン国家における両地域の位置づ

けを試みてみたい。

(2) 首位権問題

アングロ＝ノルマン国家、とりわけ教会分野において、聖職者たちが両地域をどのように捉えていたのかを直接示すような史料は見当たらない。一方から他方の高位聖職へと昇進した聖職者たちにとって、両地域の間を介在する海峡はかれらを妨げるものとは思われなかったにちがいない。しかし、かれらがその昇進を喜んで受け入れたであろうことは推測されても、両地域について自分たちの認識を表明しているわけではない。それでは、教会分野において両地域についての認識を知りうる手がかりがまったくないのかというと、必ずしもそうではない。ここでは、カンタベリー大司教による首位権の主張を手がかりにその問題を考えてみたい。

カンタベリー教会は、聖アウグスティヌスの時代より文字どおり全イングランドの「母なる教会」(mother church)であったが、ノルマン征服後大司教となったランフランク（在位、一〇七〇～八九年）は、カンタベリー大司教座がイングランドのみではなく、全ブリテン諸島に対する首位権をもつ、という理想(an ideal of primacy throughout the British Isles)をもちこんだ。M・ブレットは、それが、各大司教のスコットランド・ウェールズ・アイルランド問題に対する接近の仕方に色彩りを添えている、と説明している。<sup>25)</sup>

ランフランクは、大司教就任後、かれの理想を実現するための第一歩を、叙階を希望していたヨーク大司教トーマス（在位、一〇七〇～一〇〇年）が自分に服従宣誓を行うよう命じることで開始した。<sup>26)</sup>かれは、ヨーク大司教がカンタベリー大司教に対して服従宣誓をするのは古い習慣であったと主張し、これに対し、トーマスはそうした慣習は見つからないと反論したのであった。<sup>27)</sup>

これ以後、アングロ＝ノルマン期を通じて、カンタベリー大司教の首位権の主張と、ヨーク大司教に対する服従宣誓の要求をめぐる両者の対立が継続していくことになる。しかしここでは、当面のテーマである首位権の主張について、一〇七二年ウィンチェスター教会会議において、ランフランクがイングランドの首位大司教であると認められたこと、さらに国王ウィリアム一世がランフランクの立場を支持していたことを指摘しておきたい。<sup>28)</sup>

つぎのカンタベリー大司教はアンセルム（在位、一〇九三～一一〇九年）であるが、一〇九三年かれはヨーク大司教トーマスによる叙階に際し、トーマスからの服従宣誓を要求し、さらに自らをブリテンの首位司教として叙階するよう求めた。<sup>29)</sup>

つづく大司教ラルフ（在位、一一一四～一二二年）も、ヨーク大司教に任命されたサースタン（在位、一一一四～四〇年）に対し服従宣誓を要求しながら叙階の引き延ばしを行った。<sup>30)</sup>さらに大司教ウィリアム（在位、一一二三～三六年）も、叙

階をカンタベリー教会で行つてやると寛大に申し出たサースタンに対し、自らをイングランド全体の首位大司教として叙階するよう要求することで、サースタンの反発を招いたのであつた。<sup>31)</sup>

こうしたランフランクに始まる各カンタベリー大司教のブリテン諸島に対する首位権の主張は、ローマ教皇庁の政策、すなわち、ローマ教皇座を首位とするヨーロッパにおける教会ヒエラルヒー確立の動きに反するものであつた。すでに大司教ランフランクの時、一〇七二年の教会会議においてカンタベリー大司教のイングランド全体に対する首位権は一応確立されたのであるが、その後、この会議の決定事項のうち首位権に関しては、ついにローマ教皇庁の承認をうることはできなかつたのである。<sup>32)</sup>

当時、教皇庁はたとえ首位権を認めただ場合でも、それを名譽称号 (title of honour) に限定するよう努力していた。また、ローマ教皇庁への上訴の増加とともに教皇は大きな影響力を行使するようになり、教会組織におけるそれまでのパターンを自己の都合にあわせて変更する機会を得ていたのである。たとえば、一一〇一年からアイルランドへ派遣された教皇使節たちは、そこにおけるカンタベリー大司教の影響力を減ずる働きをなしたのであつた。<sup>33)</sup>

首位権の問題についていま注目されるのは、一〇七九年に教皇グレゴリー七世がルーアン・サンス・ツールの大司教座をリヨン大司教の首位権へと従属させたことである。教会の

伝統的パターンに対するローマ教皇側からの干渉は世俗支配者に歓迎されることはなかつた。この場合も、グレゴリー七世の決定はウィリアム一世の怒りを引き起こしたのであつた。<sup>34)</sup>

以上、アングロノルマン国家におけるイングランドとノルマンディーの両地域が、教会分野においていかに認識されていたのかを探るため、首位権問題を取りあげながら、カンタベリー大司教がどれほどの広がりをもたせて首位権を主張し、それに対してローマ教皇がどのように対応したのかを見てきた。その結果、カンタベリー大司教の主張の中には、イングランドをはじめウェールズ、スコットランド、そして時にはアイルランドをも含むブリテン諸島全域をおおう首位権の主張が認められるものの、そこにはノルマンディーのルーアン大司教座に対する主張は含まれていないことがわかつた。また両教会の関係を示唆する言及も見当たらない。

そうしてみると、カンタベリー大司教たちは、ルーアン大司教との関係を並列的なものと見ていた可能性が強い。しかし、このことは、かれらが一人の支配者の下にあるアングロノルマン国家内における両地域の位置づけに関し、それらを分離したものとして捉えていた、ということを必ずしも意味するものではない。

他方、ローマ教皇グレゴリー七世が行つたルーアン大司教座をリヨン大司教の首位権に従属させるといふ決定は大変に興味深い。一〇七九年三月二五日教皇はかれの命令にもかか

わらず、大司教ランフランクがローマ教皇庁を訪問しないことを非難している。教皇はランフランクが来れない理由は国王ウィリアム一世がそれを望まないからである、と理解していたはずである。そして、一カ月もたたない四月二〇日に教皇はルーアン大司教座に関するさきの決定を行っているのである。<sup>35</sup>もちろん、ルーアン大司教区と領域的に一致するノルマンディーの支配者もウィリアム一世であった。

ここで注目すべきは、非難されたランフランクはノルマンディーのルーアン大司教ではなく、イングランドのカンタベリー大司教であったということであるし、また逆に、教皇のさきの決定はイングランドの大司教座についてではなく、ノルマンディーの大司教座について行われたということである。いったい教皇グレゴリー七世は、これら両地域の教会をどのように捉えていたのか疑問になる。しかしいづれにしても、ルーアンとカンタベリー両大司教座教会ともアングロノルマン国家の唯一の支配者であったウィリアム一世の支配領域内であったのである。そして、グレゴリー七世にとっては、そのことだけで十分であったのではないか。

### (3) 教皇使節問題

教会分野から見た場合、アングロノルマン国家の支配者である国王II公は、イングランドとノルマンディーの両地域をどのように認識し位置づけていたのであろうか。つきには、

教皇使節の問題を取りあげながら、そのテーマを検討していきたい。

まず、アングロノルマン期の支配者たちが、自分たちの支配領域をこれら両地域に限定して考えていたのかどうかを簡単に見ておきたい。結論を先取りして言えば、かれらはどうも、機会さえあればイングランドとノルマンディーを越える支配領域を打ち立てることを構想していたようである。

ウィリアム一世について、F・バーローはつぎのことを指摘している。ウィリアムとクリュニー修道院との接触は、一〇七四年以前にはメーヌのサン・ヴィンセント (St. Vincent) 修道院そしてトゥレーヌのマルムティエ (Marmoutier) 修道院よりもさらに南へ及ぶものではなかった。しかし、かれとランクフランクは共にさらなる先を見始めていた。その年後、完成したカンタベリー教会のための慣例集はクリュニーの慣例に大きく依存していた。また、ウィリアム一世は、クリュニー修道院参事会と祈禱兄弟盟約 (confraternity) を結んでいるのである。<sup>36</sup>もちろん、このことからただちに、ウィリアムが世俗の意味でも広大な支配領域を構想していたと主張できるわけではないが、少なくともノルマンディーの南に位置するメーヌそしてトゥレーヌ地方に対しては支配のための布石を置いていた、といえるであろう。

たしかに、大部分の同時代人たちの印象も、ウィリアム一世が国王としてイングランドのみではなくノルマンディーやメーヌといった自らの支配領域を支配している、というもの

であつた。<sup>32)</sup> また、一〇七四年にはウイリアム一世が神聖ローマ帝国のロレーヌ国境に進撃し、ケルン大司教アノ (Anno) の招きでアーヘンを奪おうとしていた、とうわさされたこともあつた。<sup>33)</sup>

つぎのウイリアム二世も、ノルマンディーの併合のみではなく、フランス国王との戦いをも辞さないで自らの支配領域を拡大する計画をもっていた。年代記作者たちは、ウイリアム二世が殺される前に、大いなる希望と計画をもっていたと述べている。こうして十字軍遠征費用を捻出するため自己の領土をウイリアム二世に対して抵当に入れることを提案したアキテーヌ公でポワトゥウ伯のウイリアム九世の申し出を、ウイリアム二世は「非常な満足をもって」受け入れた。オルデリック・ヴィターリスは言う。なぜなら、ウイリアム二世は「かれの父の公国 (ノルマンディー) と王国 (イングランド) に対し」アキテーヌをつけ加えることを希望していたからである、と。さらに、ウイリアム二世がフランス王位そのものを熱望しているとうわさも流布していた。こうしたウイリアム二世について、C・W・ホリスターは、国王が当時、「広大な大陸帝国を組み立てる (assemble an extensive continental empire) 過程にあつた」と説明してゐる。<sup>34)</sup>

つづくヘンリー一世は、一一二四年、十二才の娘マティルダを下イツ王 (神聖ローマ皇帝) ハインリヒ五世 (王、一〇九九―一一二五年、皇帝、一一一一―一二五年) と結婚させた。<sup>35)</sup> たしかに、それはイングランド王にふさわしい決定であ

つたかもしれないが、そこには、自己の支配領域であるノルマンディーの保全をはかり、背後のドイツ王と協力しながらフランス王を牽制していこうとする意図が読み取れるのである。<sup>36)</sup>

こうして見てくると、アングロノルマン国家の支配者たちが、海峡をまたぎイングランドとノルマンディーという地域を合わせて自己の支配領域と認識していたのはもちろんのこと、さらにはその支配領域を拡大することさえもくろんでいた、と言えそうである。

では、再び教会分野に立ち返ってみると、支配領域の問題はどういうことになるのであろうか。いま、両地域における国王の公の支配を脅かす要因をもたらしたのはローマ教皇使節であつた。D・ニコール (Nicoil) は「世俗支配者に対する教会側の攻撃の先兵が教皇使節であつた」と言っている。そして、この時期に活躍したのが教皇使節クノ (Cuno) である。

ヘンリー一世が恐れていたのは、クノやかれのような人物がノルマンディーやイングランド教会の動向を左右しかねない、ということであつた。一一一七年はじめ、ヘンリーは事態がほとんど手に負えなくなるのを目撃していた。かれの養子の息子で、ローマ教皇座への抵抗を続ける皇帝ハインリヒ五世は、教皇を威嚇するためイタリアへと遠征し、教皇バスケル二世はローマからベネヴェントへと逃れた。<sup>37)</sup> 大陸でのこうした状況に加え、イングランドではカンタベリー大司教と

ヨーク大司教の間で服従宣誓問題をめぐる対立が続いており、ローマ教皇はイングランドへの教皇使節派遣を強く主張した。しかし、ヘンリーはそれを受け入れようとはしなかったのである。<sup>(45)</sup>

こうした中で、フランスへの教皇使節クノはヘンリーに対して挑戦状を投げつけていた。すなわち、かれは、シャロン(Chalons) 教会会議(一一一五年)にノルマンディーのすべての司教や修道院長を召集した。クノは、かつて二度かれらを教会会議に召集していたが無駄であった。もちろん、司教たちが欠席した背後にはヘンリー一世の意志が働いていたことは容易に想像された。<sup>(45)</sup> 結局、ノルマンディーの司教や修道院長たちは三度、出席するのを怠った。それに対し、クノはかれら全員を聖務停止におき、さらに破門したのである。<sup>(46)</sup> このことは、ヘンリーにとって大きな圧力となったにちがいない。

しかし、ヘンリーがさらに気づかっていたのは、この時期、ヨーロッパにおいて教会ヒエラルヒーを確立しつつあったローマ教皇のような外的権威に途を開くことは、ノルマンディーという地域において現在直面している以上に大きな反乱を引き起こすかもしれない、ということであった。かれは当時、ノルマンディーに対する支配を失うかもしれない危険に直面していたのである。

ノルマンディー国境には、いつもながらの敵が並んでいた。フランドル伯やアンジュー伯は、ヘンリーの宿敵フランス王

ルイ六世によって扇動されていた。そして、かれらの侵入は、今やノルマンディー地域の諸侯たちのヘンリーに対する忠誠心の弱化によって、いっそう脅威的であった。ここでは、一〇六年捕えられ監禁されていたヘンリーの兄ロバート公の息子ウィリアム・クリトーが、ノルマンディー公の位を主張していたのであった。フランス王はこのウィリアム・クリトーを強力に支援していたし、ノルマンディー地域内にも支持する有力な諸侯たちがいたのである。<sup>(47)</sup>

ノルマンディーに対する教皇の干渉に対しヘンリー一世がひどく敏感になっていたのはなぜか。それは、こうした地域内での反乱ゆえであったが、さらに、最近ではローマ教皇が神聖ローマ皇帝からの脅威に抵抗するためフランス王に支援を求めてきていたことも忘れてはならない。<sup>(48)</sup> そうしながら、教皇側は、フランス国内の王の敵に対して教会的制裁を加えることさえ辞さなかったのである。たとえば、一一一四年教皇使節クノは、ルイ六世を悩ませていた略奪者トマッド・マルル(Thomas de Marle)に対して「十字軍」を組織した。クノは、トマに対する戦いに参加する者には贖罪と免罪を約束したのである。教皇権威に逆い続けるなら、教皇使節クノがヘンリー一世に対しても同様の「十字軍」を起す可能性は十分にあったといえよう。<sup>(49)</sup>

ところで、一一一九年教皇座には平和と和解をめざすことを宣言したカリクストゥス二世(在位、一一二四年)が就いた。ヘンリー一世は教皇と敵対し続けられる立場にはな

つた。一方で、教皇との和解へと向かうことを余儀なくされつつあったハインリヒ五世から確実な支援を期待することはできなかった。他方、かれの宿敵フランス王ルイ六世はまさに教皇の好意に浴していた。<sup>(50)</sup>ヘンリーは孤立状態に置かれる危険に直面していたのである。

こうした中で、ヨーク大司教サースタンの働きもあって、ヘンリー一世は一一一九年末にはローマ教皇と、翌一一二〇年にはフランス王との間で協議を行い和解に達することができた。教皇カリクストウス二世は、教皇使節アンセルムをヘンリーの領内から引き揚げ、将来、国王の要請による以外、イングランドへ教皇使節を派遣しないことを約束した。<sup>(51)</sup>フランス王との和解は、ヘンリーの息子ウイリアムがルイ六世に対して臣従礼を行い、ルイはウイリアムをノルマンディーの正当な支配者として承認する、という内容であった。<sup>(52)</sup>

一一〇六年のノルマンディーの併合以降、一一二〇年フランス王との和解までのヘンリー一世のノルマンディー支配について、ホリスターはつぎのように要約している。すなわち、ヘンリーのアングロノルマン国家支配は、フランスとノルマンディーとの古来の結び付きを切断し、意識的にノルマンディー公の称号を避けながら、もっぱらイングランド王として支配することであった。囚われたロバート公の不在中、国王としてノルマンディーを支配する。ロバート公がまだ生存しており、かれがすでに臣従礼を行っていることを根拠に、ヘンリーとしてはフランス王への臣従礼を拒否する。公位就

任の儀式を避けることで、フランス王のもつノルマンディー公決定への伝統的関与を回避したのであった。<sup>(53)</sup>

さらに、ホリスターは、一一二〇年息子ウイリアムのフランス王への臣従礼については、ヘンリー一世は自らルイ六世の封臣となることの責任と当惑を回避する一方、主君としてのルイからは最大限の利益を獲得できた、とする。それは、ノルマンディーの支配者をフランス王に結びつけることなく、かえってフランス王をヘンリーの相統計画に結びつけるものであった、と解釈するのである。<sup>(54)</sup>

以上、国王Ⅱ公であったヘンリー一世がノルマンディーでの反乱に直面しながら、ローマ教皇や教皇使節に対し慎重な行動を取らざるをえなかったことを見てきた。しかし、ヘンリーは教皇使節の教会会議出席要請に対し、ノルマンディーの司教や修道院長たちを決して出席させてはいないのである。そこには、F・バーローの主張するようなイングランド教会とノルマンディー教会をいったん分けたうえで、ヘンリーがイングランドという島国教会の主人であろうとした、との姿勢は認められない。あくまで、等しく自己の支配領域内にある両地域の教会をアングロノルマン国家の支配者としての自己の支配下に置いておくという意思がうかがえるのである。

それでは、ローマ教皇は両地域の教会をどのように位置付けていたであろうか。教皇使節クノは、さきのシャロン教会会議として一一二〇年にはボーヴェ (Beauvais) 教会会議

に、ヘンリー一世に圧力をかけることも意図しながら、ノルマンディーの司教たちを召集している。<sup>55</sup>しかし、同じヘンリーの支配領域であるイングランドの司教や修道院長たちはそこに召集されてはいない。両地域の聖職者たちに対する區別を認めることができる。

さらに一一二三年今度はローマ教皇庁において、イングランド内の問題であるカンタベリー大司教とヨーク大司教の服従宣誓をめぐる問題が持ち出され、解決がつかないままにその件は教皇使節の統轄の下に次回開かれる予定のイングリッドでの教会会議において裁決されるべきことが決定された。<sup>56</sup>ここで、イングランド教会に関する問題はイングランドで、という区別がなされているようである。

では、こうした両地域の教会を区別して取り扱うという立場がローマ教皇庁において一貫していたのかというと、必ずしもそうではない。ここで注目したいのはヘンリー一世治世最後の教会会議（一一三二年四月二四日、ロンドン）に関連しての決定である。前年教皇インノセント二世が、ランダフ司教ウルバンとヘリフォード司教ロバートとの間で争われていた教区問題を、カンタベリー、ヨークそしてルーアンの三人の大神教の前で裁くよう命じたものである。<sup>57</sup>言い換れば、それは、イングランドとウェールズの教会に関する問題を、イングランドとノルマンディー教会の大神教たちによって裁くよう命じたことになる。そこに、ヘンリー一世という一人の支配者の支配領域内にある三つの地域に、何らかのまとま

りを認めていた教皇の立場を見い出すことができるのではあるまいか。

最後に、イングランドとノルマンディーの教会についてのヘンリー一世の対応を取りあげておきたい。一一二五年教皇使節ジョン・オヴリクレマ (John of Crema) は、ヘンリー一世によってイングランドへの入国を許可された。それまでは、イングランドの教会問題に教皇使節が介入するのを許す意図のないヘンリーによってノルマンディーに足止めされてきていた。<sup>58</sup>

ヘンリーが入国許可を与えた原因は明確ではないが、ニコールは、ジョンがヘンリーの敵対者ウィリアム・クリトリとアンジュー伯との提携を壊した、その働きに対するヘンリーからの報酬であった、と推測している。この点については、ニコールが依拠するオルデリック・ヴィターリスもジョンの働きを明言しているわけではない。むしろ、オルデリック・ヴィターリスもウィリアム・オヴリマームズベリーも共に、計画されたクリトリの結婚が教会法的見地から違法であると主張しながら、その提携を壊すことに熱心であったヘンリー一世の立場を強調している。<sup>59</sup>

いずれにしても、一一二五年九月イングランドで教皇使節による教会会議が開催されたことは、教皇側にとってはひとつの勝利であった。<sup>60</sup>ヨークのヒュー・ザリチャーターは、それは、ウィリアム一世・二世いずれの治世においてもいかなる教皇使節でもできなかったことである、と注目している。し

かし、教皇使節が自己の領土で教会のための法を定めるのを目撃していらしたヘンリーは、かれの王国に今後決して教皇使節を受け入れない決意をした、といわれる。<sup>61</sup>

それでは、ヘンリー一世はどう行動したのか。実は、かれの対応はすでに一一二〇年から始まっていた。そして、それはカンタベリー大司教の教皇使節任命を実現する、というものである。ニコールは言う。「教皇使節たちがローマ教皇庁の突撃隊 (striking force) であるなら、強力な教皇庁に対するヘンリーの最上の防衛方法は、自らのために教皇使節をもつことであつた」と。

ヘンリーは、一一二〇年エクセター司教に対し、教皇を説得してカンタベリー大司教を全ブリテン教皇使節にさせるという任務を託した。しかし、それは成功しなかつた。<sup>62</sup> この場合、意図された教皇使節の管轄範囲にノルマンディーが含まれていなかったことに注目しておくべきであろう。

一一二五年さきの教会会議の後、ヘンリー一世は、ローマ教皇庁へと赴くカンタベリー大司教ウイリアムとヨーク大司教サースタンに対し、再び同主旨の任務を課し、協力して教皇の説得にあたるよう命じた。そして、今回は、サースタンの助言に対する教皇の信頼もあつて、その使命は成功する。その結果、カンタベリー大司教はイングランドに対する教皇使節に任命されたのである。<sup>63</sup>

では、なぜヘンリー一世は、一一二〇年という時点からノルマンディーを切り離すような形で、カンタベリー大司教を

ブリテンの教皇使節に任命させることを意図するようになったのであろうか。

#### 四 おわりに

ヘンリー一世は、一一二〇年息子ウイリアムがフランス王ルイ六世に対し臣従礼を行ったことにより、ノルマンディーに対しルイ六世が干渉してくる機会が多くなるかもしれない、と感じていたであろう。<sup>65</sup> また、ノルマンディー教会に対する自己の支配を主張しながらも、その主張を貫徹することは、対フランス王、対ローマ教皇との関係上むずかしくなっていた。それゆえ、ヘンリーは、ひとまずノルマンディー教会については譲歩しながら、少なくともイングランドへの教皇使節の入国だけは避けたい、と考えるようになったのではないか。それが、カンタベリー大司教に教皇使節職を獲得したいというかれの意思につながつたわけである。他方、ノルマンディーが形式的にはあれフランス国王の主権下にあることを認めることにより、ヘンリー一世にとって、フランスへの教皇使節が、実質的にはヘンリー一世の支配下にあるルーアン大司教区に入ることを阻止することは、ますます困難になつたのである。実際、一一二八年教皇使節マシュー・オヴ・アルバノ (Matthew of Albano) はルーアンにおいて教会会議を開催しているのである。<sup>66</sup>

註1）佐藤伊久男氏は「アンジュー帝国」の問題を論じるなかで、

「大陸の侯領、伯領等がフランス王との主従関係のもとで保有されているのに対して、イングランドのみが王冠をあたえていることを強調する。そこに（国民史）観の一つの根拠がある」ことに注目している。同氏「前期プランタジネット朝の歴史的地位―ヘイングラント国民国家形成史論覓え書―」吉岡昭彦編著「政治権力の史的分析」（一九七五、御茶の水書房）七七―一〇四頁。特に八二頁註（2）。

アングロノルマン国家を問題にする本稿では、つぎのようなホルスターの発言から出発するのが適当であろう。「やり返ってみて、我々はノルマンディーが、結局、フランスへと吸収されたことを知っている。我々は、この知識が我々を誤って導くことがないように注意しなければならない。一二〇三―四年のフィリップオーギュストの征服は一世紀前には予期されえなかった。その頃、フランス王たちは、まさに、大侯領に対するかれらの封建的権利を組織的に利用し始めたやうなであった」。C.W.Hollister, "Normandy, France, and Anglo-Norman Regnum", *Speculum* 51 (1976), pp. 202-42. esp. 220.

「アンジュー帝国」概念と比較される時、ホルスターの「アングロノルマン国家」概念は明確になる。前者は、現代の歴史家たちによる便宜的な発明以上のものではない。しかし、後者は、王としての権威によりイングランドとノルマンディーを同様に支配したノルマン国王たち自身の政治的理念および現実に根ざしている。その概念はウィリアム征服王とともに始まりヘンリー一世治世に盛んになった。ヘンリー一世

のノルマンディー統治が、国王としてのかれの称号と権威のうちになしきず的に行われていった時期には、フランスから自由な真のアングロノルマン王国は非常に現実的な可能性をもつものであった (*Ibid.*, 242, 235)、とするホルスターの見解を筆者も支持したい。

(2) 本稿は、一九八八年一月二十九日広島史学研究会大会シンポジウム「中世における地域と国家」での報告に加筆・修正したものである。

(3) Hollister, op. cit., 209.

(4) 佐藤、前掲論文、九〇―一頁。巡回宮廷は海峡を往来しても大きく変化することはなかった。両地域において、それは支配者・側近・かれらの臣下から構成されていた。かれらは単一の言語・文化・封建的イデオロギーのみでなく、ノルマン人として共通の事業達成の自覚と民族的アイデンティティを共有していた。Hollister, op. cit., 209.

(5) J. Le Patourel, *Normandy and England, 1066-1144*. Reading, 1971.

(6) *Ibid.*, 19; F. Barlow, *The English Church 1066-1154*. London, 1979, p. 78. 佐藤伊久男「イングランドにおける財務府 (Exchequer) の成立について」服藤弘司・小山貞夫編「法と権力の史的考察」（一九七七年、創文社）三二七―五五頁参照。

(7) Le Patourel, op. cit., 19.

(8) *Ibid.*, 19.

(9) *Ibid.*, 19, 14 n. 38.

(10) *Ibid.*, 19.



1981 (1953), p. 632.

- (27) "Lanfrancus, licet posterius investitus, a suffraganeis suis prius consecratus est. Thomas ab eo consecrari requisivit. Ille vero renuit nisi subiectionis professionem ei faceret. Quod ille ex iure ecclesie sue se non debere/ dicens, non consecratus dicens, rem, sicut erat, regi denunciavit." Johnson, op. cit., 2; Rule, op. cit., 16.
- (28) D. Whitelock et al. ed., *Councils and Synods: With Other Documents Relating to the English Church*. Vol. I. A. D. 871-1204. Oxford, 1981. p. 592. 拙稿「ウイリアム一世の教会政策」『史学研究』一二八(一九七五)七四一八五頁。特に七八頁。
- (29) Rule, op. cit., 42-3; T. Forester trans., *The Chronicle of Florence of Worcester*. London, 1968 (1854), p. 197. フローレンス・オウワー・ウスターは、一〇七七年アンセルムが選出司教たゞを叙階するのを補助した「かれの司教座の属司教たち (the suffragan bishops of his see)」の中に「ヨーク大司教ジエラントを含めて」*Ibid.*, 216. 「ジエラント」かれのカタヘリー寄りの立場を示すものと思われる。
- (30) サースタンは、一〇九九年ランス教会会議において教皇カリクストゥス二世により叙階された。Forester, op. cit., 231.
- (31) "Cui dum Turstinus, Eboracensis archiepiscopus, secundum consuetudinem offerret ut eum ipse ordinaret; "Si me," inquit, "ut primatem totius Anglie volueris ordinare, libenter me manibus vestris inclinabo, sin autem, incon-sulte contra morem antiquum nolo ordinari." Qui non

multo post, id est v. kal. Martii, jubente rege consecratus est Cantuarie a suis suffraganeis.] T. Arnold ed., *Symeonis Monachi Opera Omnia*, 2 Vols. London, 1965 (1882-5), II, 269; Nicholl, op. cit., 87.

- (32) R. W. Southern, "Anselm at Canterbury", *Anselm Studies*, I (1983), pp. 7-23. esp. 11. 拙稿「前掲論文」七八頁。

(33) Barlow, op. cit., 34.

(34) *Ibid.*

- (35) *Ibid.*, 34 n. 26. ニホルは、一〇七〇年ローマ教皇はカタヘリー大司教に対してイングランド教会を孤立から連れだしてヨーロッパの宗教生活の主流へと引き入れる役割を期待していたが、「いさよその仕事は達成され、カタヘリーは必要不可欠のものではなくなり、実際、ルーマンやリヨンと同様、あつりにも多くを要求することによってローマの直接支配を脅かすものとして懐疑的に取り扱われることになった」と指摘している。Nicholl, op. cit., 40.

(36) Barlow, op. cit., 184.

(37) Hollister, op. cit., 208.

- (38) K. Leyser, "England and the Empire in the Early Twelfth Century", *Transactions of Royal Historical Society*, 5th series, 10 (1960), pp. 61-83. esp. 61.

- (39) M. Chibnall ed., *The Ecclesiastical History of Orderic Vitalis*, 6 Vols. Oxford, 1968-81. IV, 80; C. W. Hollister, "The Strange Death of William Rufus", *Speculum* 48 (1973), pp. 637-53. esp. 645; Hollister, *Regnum*, 214.

(40) Chibnall, op. cit., VI, 166-9; K. R. Potter ed., *Wilhelmii Malmesburiensis Monachi Historia Novella*. London, 1955.

p. 2, n. 1.

(41) N. Pain, *Empress Matilda, Uncrowned Queen of England*. London, 1978. p. 14. ノンキーヤ」の政治結婚は「ロベール」の「アンリ」の結婚と異なる。アンリは「アンリ」の直面してゐたローマ教皇のため、軍資金としてマニールがもたらした一万マルクの持参金を大いに役立たせ、これを「レyser, op. cit., 65-6, 74.

(42) Nicholl, op. cit., 55.

(43) Ibid., 世界に教皇との交渉は「ロベールの結婚」を Cf. Forester, op. cit., 219-22.

(44) Nicholl, 56.

(45) 別の脈絡にならざるは「ノルマンディーの高位僧職者たちが国王（アンリ）の命令で「ノルマン」教皇を公認し、これを「レyser, op. cit., 219-22.

(46) Forester, op. cit., 226; Nicholl, op. cit., 61.

(47) Nicholl, 59-60; J. A. Green, *The Government of England under Henry I*. Cambridge, 1986. pp. 15-7. ホンキヤヤ」の「アンリ」の結婚は「レyser, op. cit., 60. アンリ一世を「ノルマン」国王「ノルマンディー公」の封建的関係を再び確立させた実際の動機でもあったと見る。

Hollister, *Regnum*, 224-25.

(48) Leyser, op. cit., 71.

(49) Nicholl, op. cit., 60.

(50) Ibid., 61-2, 64; Leyser, op. cit., 66.

(51) "Itaque post haec Calixtus venit, et rex Henricus illuc ei locuturus accessit. Acta igitur sunt multa inter illos, quorum gratia par erat tantas personas convenisse. Inter quae rex a papa impetravit ut omnes consuetudines quas pater suus in Anglia haberat et in Normannia sibi concederet, et maxime ut neminem alligando legati officio in Anglia fungi permitteret, si non ipse, ..." Rule, op. cit., 258; Nicholl, op. cit., 68-9.

(52) "Anno MCXXX. Rex Anglorum Henricus et rex Francorum Ludovicus, post multa suarum partium detrimenta, die praestituta ineunt colloquia. Quo ex consensu concordiae peracto, jussu regis Henrici filius ejus Willielmus, facto regi Francorum hominio, Normanniae sub illo suscipit principatum." Arnold, op. cit., II, 258; Forester, op. cit., 230; Nicholl, op. cit., 72.

(53) Hollister, *Regnum*, 215, 218.

(54) Ibid., 226-7, 229.

(55) Nicholl, op. cit., 73.

(56) Arnold, op. cit., II, 273; Nicholl, op. cit., 90.

(57) Whitelock, op. cit., 757-61; Brett, op. cit., 82.

(58) Johnson, op. cit., 120; Green, op. cit., 10; Brett, op. cit., 45.

(59) Nicholl, op. cit., 92-3; "Tandem Fulco Andegavensis Sibillam filiam suam ei pepigit, comitatunq; Cenomanorum concessit; et per aliquod tempus sepelatum thronem admodum adiuvit. Verum nimia Henrici regis industria

preualente: prescripta copulatio penitus interrupta est  
 minus precibusque, et auri argentineque aliarumque specierum  
 ponderosa enormitate. Missis etiam argutis dissertoribus  
 disputatum est de consanguinitate: pro qua diffinitum est,  
 eos secundum Christianam legem coniungi non debere.”  
 Chibnall, op. cit., VI, 164-7.

- “Mirum enim in modum uir ille, omnium regum quos  
 nostra et etiam patrum nostrorum tenet memoria maximus,  
 suspectam tamen semper habuit Andegauensium poten-  
 tiam. Hinc est quod sponsalitia que Willelmus nepos suus,  
 comes postea Flandrie, cum filia comitis Andegauensis  
 Fulconis, postea regis Ierosolimorum, contracturus esse  
 uidebatur, dissoluit et cassauit.” Potter, op. cit., 2-3.
- (9) Whitelock, op. cit., 733-41; Forester, op. cit., 238-40;  
 Nicholl, op. cit., 93; Johnson, op. cit., 121.

- (10) Ibid.: “Rex de preterito penitens, de futuro precavens ne  
 Romanum legatum in regno suo denuo reciperet, persuasit  
 et precepit Cantuariensi archiepiscopo quatinus legationem  
 [preperet.]” Johnson, op. cit., 123; Nicholl, op. cit., 97.

(11) Nicholl, *ibid.*

- (12) Ibid.: “Nunc autem dupliciter, quod non litteratus et non  
 videns, muneribus regis ab archiepiscopo domino pape et  
 curie diuisis, petitionem facit quatinus pro amore regis et  
 pro pace ecclesie in regno suo Eboracensem archiepisco-  
 pum profiteri Cantuariensi preceperet, et legationem super  
 Britannia insula, illi concederet. Ut breuiter dicam, nec

dona in gratiam illi concepta, nec petito est exaudita.”  
 Johnson, op. cit., 87.

- (13) Johnson, *ibid.*, 123, 126, “Anno MCXXXVII. Henricus  
 rex cum filia Imperatrice iii. idus Septembris rediit in  
 Angliam. Turstinus Eboracensis, et Willelmus Cantuarien-  
 sis archiepiscopi redeunt Roma. Willelmus quidem legatus  
 Apostolici per Angliam, set Turstinus in statu quo fuerat  
 reuertitur.” Arnold, op. cit., II, 281; Nicholl, op. cit., 97.
- (14) R. H. C. Davis, *King Stephen, 1135-1154*. London,  
 1977 (1966), p. 11.
- (15) Nicholl, op. cit., 108.

(広島大学文学部)

# A Reconsideration of the Anglo-Norman State

by Hiromichi Yamashiro

The Norman Conquest of England in 1066 gave birth to the Anglo-Norman State (ANS). This paper treats England and Normandy as one region respectively and points out a historical image of ANS.

J. Le Patourel already regarded each region as *dominion* and adopted the name of "Anglo-Norman Empire" for ANS which consisted of both regions. C. W. Hollister pointed out that there was, in the reign of Henry I, the possibility of the establishment of the "Anglo-Norman *regnum*" over two regions. Thus, both scholars clarified the integrality of two regions. Le Patourel based his argument on the examination of the fiscal and judicial systems in England and Normandy.

This paper examines the possibility, in the ecclesiastical field, to regard two regions as one entity so that we might well have a historical and more precise image of ANS. Thus, the following points are discussed and clarified.

- 1) The integrality of two regions is proved by the examination of Norman cathedrals/monasteries which owned their lands in England and of the clerics who travelled/were promoted from one side to the other.
- 2) Analyzing archbishops' claims of primacy of Canterbury and the papal reactions, the papal view of regarding two regions as one unit is clarified.
- 3) The king-dukes' recognitions of their ruling territory are discussed. In terms of the papal legates, especially their requests to enter England, Henry I's reactions reveal both his idea of his ruling territory as an entity and also the historically forced change of his treatment of two regions.